

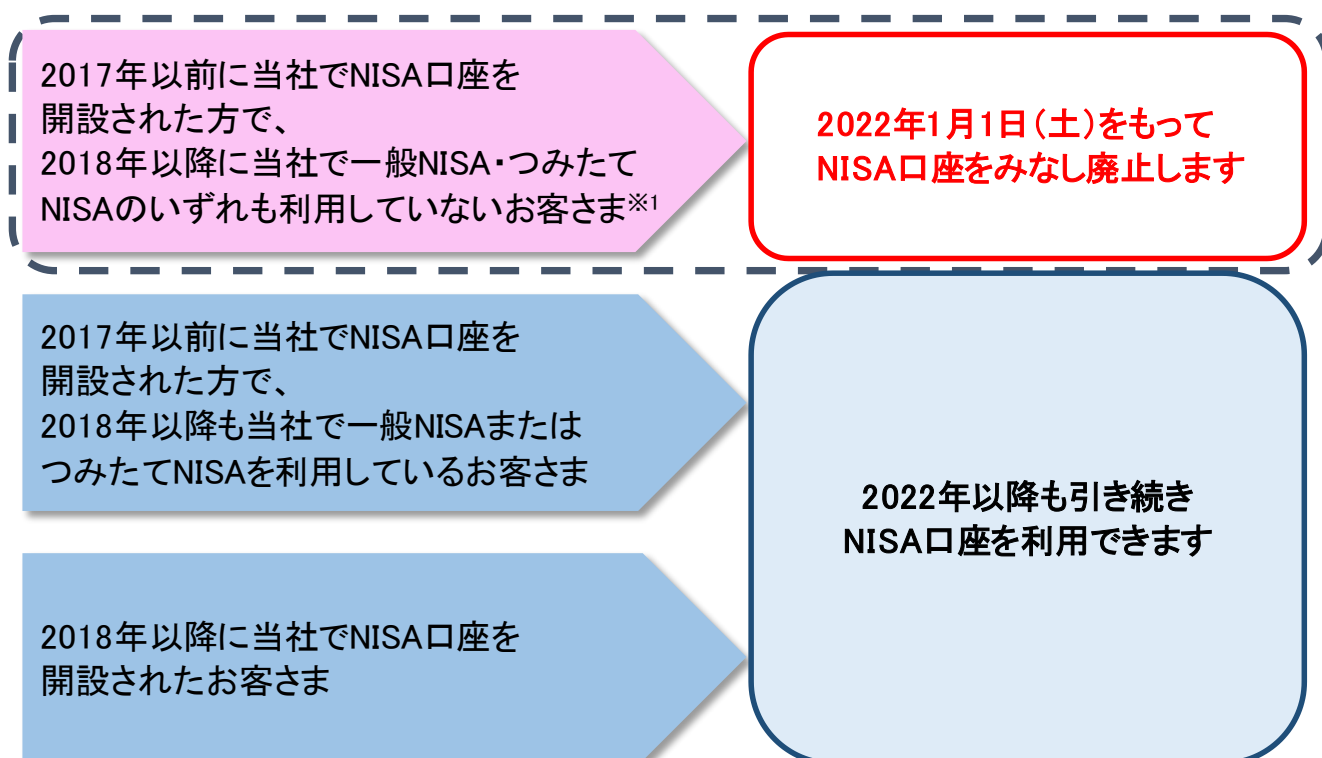
2018年以降に当社でNISAを利用していないお客さまへ

NISA口座のみなし廃止について

令和3年度税制改正に伴い、2021年12月31日(金)時点で、当社にNISA口座を設定されている一部のお客さまについて、2022年1月1日(土)をもってNISA口座を廃止いたします(「みなし廃止」)。詳細は以下【対象となるお客さま】をご確認ください。

NISA口座が「みなし廃止」される予定のお客さまで、2022年以降も引き続き当社でNISA口座のご利用を希望される場合は、下表をご参照のうえ、NISA口座開設のお手続きをお申込みください。

【対象となるお客さま】



お手続きの期限※2	2021年12月10日(金)までにお取引店にNISA口座開設のお手続きをお申込みください。
ご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人番号(マイナンバー)を確認できる書類(マイナンバーカードなど) ② ご本人さまを確認できる書類(運転免許証など) ③ 他の金融機関に2021年分のNISA口座(一般NISAまたはつみたてNISA)をお持ちの方は、上記①②に加え、その金融機関が発行する「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」も合わせてご持参ください。

※1:当社で2018年以降にNISA口座で投資信託を購入していない場合であっても、一度でも非課税投資枠が設定されている場合は対象外です。

※2:お手続きにはお時間を要する場合がございますので、余裕をもってお申込みいただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせにつきましては、お取引店までお願いいたします。

以上